

業 務 委 託 契 約 約 款

(総 則)

第 1 条 発注者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(設計書、図面及び仕様書)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明示されていない事項については、甲と乙とが別途協議して定めるものとする。

3 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

4 甲は、甲の意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

5 乙は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは第 2 項の定めによる協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、乙は、成果品(受託業務の履行過程において得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、適正に取り扱わなければならない。

(指 示 等 及 び 協 議 の 書 面 主 義)

第 2 条 この約款に定める甲乙間の指示、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、原則として書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができるものとする。

3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業 務 工 程 表 の 提 出)

第 3 条 乙は、契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができるものとする。

3 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律「昭和27年法律第184号」第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまでは、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(監督員)

- 第5条 甲は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、若しくは指示する監督員を定め書面により通知するものとする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及び設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

(管理技術者)

- 第6条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- また、業務の処理において資格等が必要な場合には、その写しを通知に添えなければならない。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第8条 甲は、管理技術者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第9条 乙は、設計図書に定めがある場合は、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなくてはならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務内容の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容の変更をし、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第 1 3 条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その理由を附して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 1 4 条 業務の処理に関し発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第 1 5 条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了通知書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受理したときは、その日から起算して 1 0 日以内に乙の立会いの上、契約図書のと定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果修補を命じられたときは、遅滞なく当該修補を行い再検査を受けなければならない。

4 前項の検査に合格したときをもって、当該成果品の引渡しを完了したものとする。

(委託料の支払い)

第 1 6 条 乙は、第 1 5 条第 2 項の規定による検査の合格の通知を受けたときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 3 0 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 1 7 条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 1 9 条の部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、延長日数に応じ年 3 . 3 % の割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、前条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 . 3 % の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(前払金)

- 第18条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限として、同条第5項に規定する保証契約を締結して、甲に対して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。
- 2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託するものとする。
- 3 乙は、第1項の場合、委託料の増額及び減額があったときは、保証契約を変更し、遅滞なく甲に寄託しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に乙に対して前払金を支払わなければならない。

(一部完了部分の引渡し)

- 第19条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、甲は当該部分について引渡しを、乙は、当該部分に対する業務委託料相当額を請求することができる。
- 2 前項の場合において、第15条の規定を準用する
- 3 第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号により算定する。
- (1) 前払金なしの場合
引渡部分に相応する業務委託料×1
- (2) 前払金ありの場合
引渡部分に相応する業務委託料×(1 - 前払金の額 / 業務委託料)

(甲の解除権)

- 第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは既済部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合、甲は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払い額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 第18条の規定による前払金の支払いがあったときは、前項の規定による支払金額と

前払金額とを差引精算することとし、前払金額に残額があるときは、乙は利息を付して返還しなければならない。この場合における利息の額は、その前払金額について、前払金支払いの日から返還の日まで、年3.3%の割合で計算した額とするものとする。

- 5 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項の規定により、業務内容を変更したため、第1条第3項の規定に基づく委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が、この契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、前条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。ただし、前条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(かしに対する乙の責任)

第23条 乙は、第15条第4項の引渡し後に発見された成果品のかしを甲の指定する期限までに修補し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の請求をすることができる。

- 2 前項のかしの修補又は損害賠償の請求は、第15条4項及び第19条1項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行われなければならない。ただし、そのかしが乙の

故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、10年とする。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定めのない事項又は、この契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議してこれを定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知及び監督)

第 9 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、富岡市個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(立入調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。